

公有財産の無償貸付けについて

次のとおり公有財産を無償貸付けするものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

上越市長 中 川 幹 太

名 称	くわどり湯ったり村
所 在 地	土地 上越市大字皆口 601 番地 外 202 筆 建物 上越市大字皆口 460 番地 外
区 分	土地 宅地、雑種地、田、原野 建物 6 棟（本館、プロパン庫、休憩室、源泉管理棟、交流広場東屋、体験農園管理小屋）
面 積	土地 17,690.81 m ² 建物 2,786.97 m ²
貸 付 け の 相 手 方	上越市名立区名立大町 4280 番地 1 株式会社ゆめ企画名立 代表取締役 細谷 貴雄
貸 付 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まで
貸 付 け の 条 件	借受人は、当該施設において、日帰り温浴及び宿泊施設の用に供するものとする。
備 考	上記のほか、附属物一切を含む。